

委員会提出議案第 1 号

瑞穂町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 瑞穂町議会議会運営委員会
委員長 古 宮 郁 夫

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例

瑞穂町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 2 9 条」を削り、同項の表第 3 8 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若

しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 48 条において」を削る。

第 27 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 32 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 38 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 39 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 48 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表

新			旧		
目次 略			目次 略		
第1章 総則			第1章 総則		
第1条 略			第1条 略		
(定義)			(定義)		
第2条 略			第2条 略		
2から9 略			2から9 略		
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 <u>第12条第5項</u> において「番号利用法」という。) <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。			10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 <u>以下</u> 「番号利用法」という。) <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。		
11から13 略			11から13 略		
第3条 略			第3条 略		
第2章 個人情報等の取扱い			第2章 個人情報等の取扱い		
第4条から第11条 略			第4条から第11条 略		
(利用及び提供の制限)			(利用及び提供の制限)		
第12条 略			第12条 略		
2から4 略			2から4 略		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで <u>及び第29条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
略	略	略	略	略	略
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項	第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項

		(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき			(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
略	略	略	略	略	略
第13条から第16条 略			第13条から第16条 略		
第3章 個人情報ファイル (個人情報ファイル簿の作成及び公表)			第3章 個人情報ファイル (個人情報ファイル簿の作成及び公表)		
第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。			第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下_____「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。		
(1)から(9) 略			(1)から(9) 略		
2 略			2 略		
(1) 略			(1) 略		

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イからキ 略

(2) (3) 略

3 略

第4章 略

第1節 開示

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、_____自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下_____「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下_____「開示請求」という。)をすることができる。

第19条から第26条 略

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下_____「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生_____に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イからキ 略

(2) (3) 略

3 略

第4章 略

第1節 開示

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

第19条から第26条 略

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所

在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)(2) 略 3 略 第28条から第30条 略 第2節 訂正 (訂正請求権) 第31条 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下_____「訂正請求」という。)をすることができる。 3 略 (訂正請求の手続) 第32条 略 2 略 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下_____「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 第33条から第37条 略 第3節 利用停止 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下_____「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)(2) 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定によ	在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)(2) 略 3 略 第28条から第30条 略 第2節 訂正 (訂正請求権) 第31条 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下<u>この章及び第48条において</u>「訂正請求」という。)をすることができる。 3 略 (訂正請求の手続) 第32条 略 2 略 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 第33条から第37条 略 第3節 利用停止 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下<u>この章において</u>「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)(2) 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定によ
---	--

る利用停止の請求(以下_____「利用停止請求」という。)をすることができる。 3 略 (利用停止請求の手続) 第39条 略 2 略 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下_____「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 第40条から第43条 略 第4節 略 第5章 雑則 第47条 略 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第49条から第52条 略 第6章 略 附 則 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	る利用停止の請求(以下<u>この章及び第48条において</u>「利用停止請求」という。)をすることができる。 3 略 (利用停止請求の手続) 第39条 略 2 略 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 第40条から第43条 略 第4節 略 第5章 雑則 第47条 略 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第49条から第52条 略 第6章 略
---	--